

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 中央  
 〒630-8146 奈良市八条町394-1  
 住所  
 代表者氏名 代表取締役 榎平隆明 印  
 電話番号 TEL 0742-32-3003  
 FAX番号 FAX 0742-32-3002  
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
  - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
  - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
  - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 20 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

〒630-8146 奈良市八条町394-1

株式会社 中央

代表取締役 榎平隆明



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
カシヒロノカ 代表取締役 榎平隆明	
事業の範囲	・ 給排水・衛生工 ・ 工務・管工
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 中央
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒630-8146 奈良市八条町394-1 電話番号 TEL 0742-32-3003 FAX番号 FAX 0742-32-3002 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
秋平 隆明	156054

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
切断用の 機械器具	金切リヤ		1	
	パイプカッター	φ13 ~ φ50	2	
	遠径カッター	φ13 ~ φ50	2	
	スパナ		1	
	エッジカッター		2	
加工用の 機械器具	パイプハンマー		1	
	ヤガラ		1	
	パイプお切り機	φ13 ~ φ25	1	
		φ13 ~ φ50	1	
		φ13 ~ φ100	1	
接合用の 機械器具	トルクレンチ		3	
	パイプレンチ	φ13 ~ φ100	4	
	スパナ		3	
水圧テストポンプ	手動式ポンプ		2	
	自動式ポンプ		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、  
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

〒630-8146 奈良市八条町394-1

住 所

株式会社 中 央

代表者氏名

代表取締役 檜 平 隆 明

TEL 0742-32-3003



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 現在事項全部証明書

奈良市八条町394番地の1  
株式会社中央

会社法人等番号	1500-01-024017
商号	株式会社中央
本店	奈良市八条町394番地の1
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載してする。
会社成立の年月日	令和2年9月1日
目的	1 上下水道設備工事の設計、施工、請負 2 管工事の設計、施工、請負 3 土木建築工事の設計、施工、請負 4 上下水道設備資材の販売 5 情報の収集・分析・企画立案及び営業活動支援 6 その他、前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 檜平隆明
	奈良市八条町394番地の1 代表取締役 檜平隆明



奈良市八条町394番地の1  
株式会社中央

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年10月13日

奈良地方法務局  
登記官

南 英 樹



# 株式会社中央 定款

この定款は、当社の現行の定款に相違ありません  
令和2年9月1日

株式会社 中央

代表取締役 檜平隆明

令和2年8月7日作成

令和2年8月21日公証人承認

令和2年9月1日会社設立





# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社中央と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 上下水道設備工事の設計、施工、請負
- 2 管工事の設計、施工、請負
- 3 土木建築工事の設計、施工、請負
- 4 上下水道設備資材の販売
- 5 情報の収集・分析・企画立案及び営業活動支援
- 6 その他、前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式の総数)

第 5 条 当社の発行可能株式の総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認機関は株主総会とする。

(株主の請求による株主名簿記載事項の記載等)

第 8 条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載又は記録を請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同してしなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

## 第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期及び議決権)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、

臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長たる取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 株主総会の招集は、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使できる株主に対して招集通知を発することにより行う。ただし、株主の同意があるときはこの限りではない。又招集通知は書面であることを要しない。
- 3 社長に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第16条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

- 第17条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び社長)

第18条 株主総会において、代表取締役を1名を選定する。

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表して会社の業務を統轄するものとする。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役の任期は、その選任後10年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- 2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の取締役の任期の満了する時までとする。
  - 3 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了する時までとする。

(報酬等)

第20条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年9月1日から翌年8月末日までとする。

(剰余金の配当)

第22条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(配当の除斥期間)

第23条 当会社が、剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第24条 当会社の設立に際して発行する株式(以下、「設立時発行株式」という。)の総数は普通株式500株とし、発起人がその全部を引き受ける。

2 発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、1株につき1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第25条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(発起人)

第26条 発起人の氏名及び住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び当該株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

奈良市八条町394番地の1  
檜平隆明  
普通株式 500株 金500万円

(設立時の資本金及び資本準備金)

第27条 設立時の資本金の額は、設立に際して発起人が払込をした財産の全額とする

2 設立時の資本準備金は計上しないこととする。

(設立時取締役)

第28条 当会社の設立時取締役は次の者とする。

奈良市八条町394番地の1  
檜平隆明

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から令和3年8月末までとする。

(定款に定めのない事項)

第30条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社中央の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する

令和2年8月7日  
奈良市八条町394番地の1  
発起人 檜平隆明



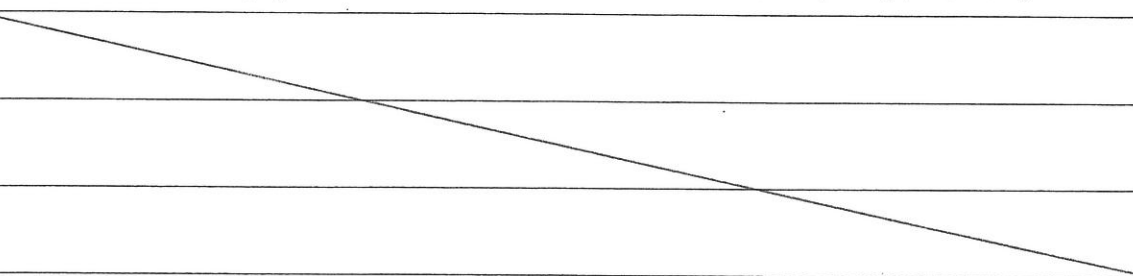
1 令和 2 年第 18 号

2 定款 認 証 証 書

3 嘱託人—— は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となる  
4 べき者が 榎平 隆明 \_\_\_\_\_

5 である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。\_\_\_\_\_

6 嘱託人 の代理人 \_\_\_\_\_ は、  
7 本職の面前で、嘱託人 \_\_\_\_\_ の記名押印を自認する旨を陳述した。



8  
9  
10  
11 よって、この定款を認証する。\_\_\_\_\_

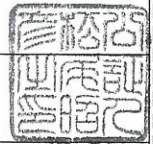
12 令和 2 年 8 月 2 ( 日本職役場において

13 奈良市大宮町3丁目4番33号 中井ビル3階

14 奈良地方法務局所属

15 公証人

16 17 18 19 20 松尾昭彦



第一五六〇五四号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 櫻 平 隆 明

昭和四十九年十二月十八日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

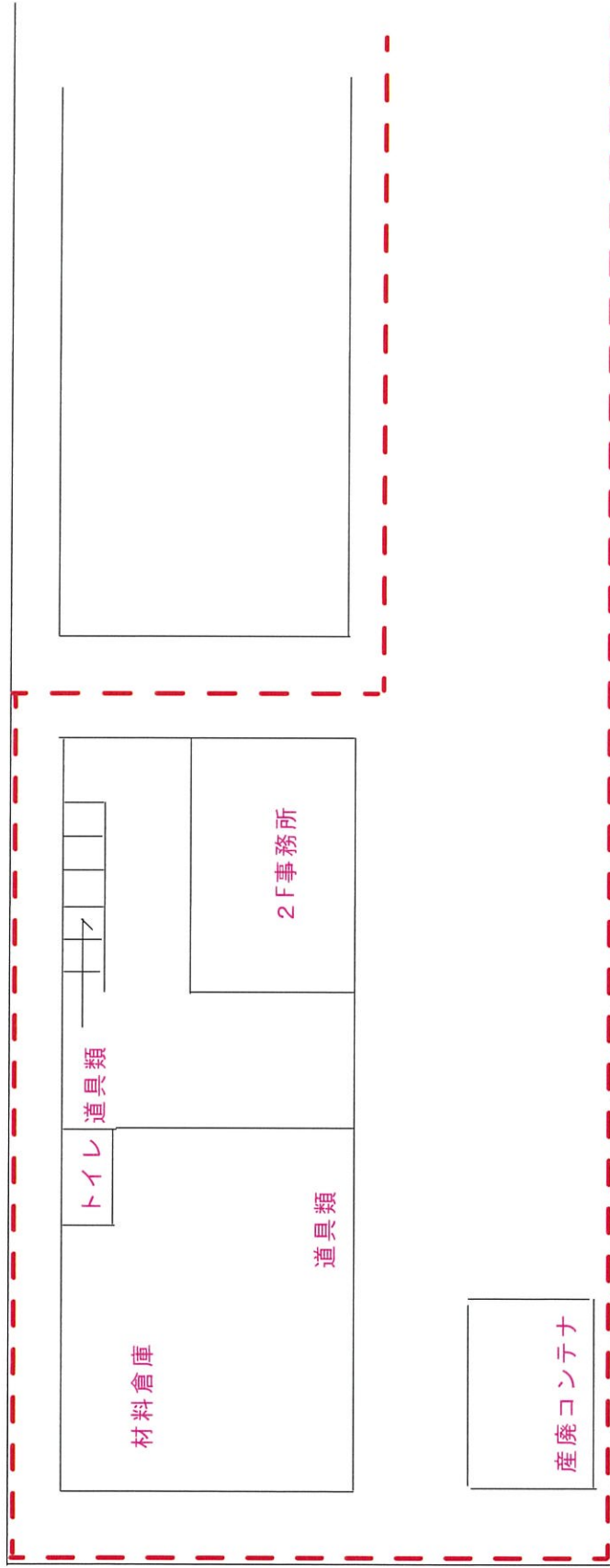
平成十二年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創 平





平面図









指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称  
 住所 〒630-8146 奈良市八条町394-1  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 株式会社 中央  
 電話番号 代表取締役 榎平隆明  
 FAX番号 TEL 0742-32-3003  
 メールアドレス TEL 0742-32-3003



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
  - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
  - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
  - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 20 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 〒630-8146 奈良市八条町394-1  
氏名又は名称 株式会社 中央  
住 所  
代表者氏名 代表取締役 櫻 平



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任 解任  
の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 中央	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
加藤 隆平 (カトウ リウヘイ)	15605X	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一五六〇五四号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 樫平 隆明

昭和四十九年十二月十八日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創

